

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	通信業用設備等に係る法定耐用年数の短縮
2	要望の内容	<p>減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の改正による法定耐用年数の短縮</p> <p>○ 別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表 種類「器具及び備品」の構造又は用途「事務機器及び通信機器」 電話設備その他の通信機器のうち「その他のもの」:10年→6年</p> <p>○ 別表第二 機械及び装置の耐用年数表 設備の種類「通信業用設備」のうち「電気通信処理設備」:9年→6年</p>
3	担当部局	総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成20年度税制改正による減価償却資産の法定耐用年数区分の見直し 別表第二 機械及び装置の耐用年数表について、「国内電気通信事業用設備」、「国際電気通信用設備」及び「その他の通信設備」を「通信業用設備」として大括りし、法定耐用年数を9年とした。
6	適用又は延長期間	平成23年以降
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>(1)実態との乖離の是正 通信業用設備等(ルーター及びスイッチ)は技術革新の激しい製品であり、現行の法定耐用年数(9年又は10年)を待たずして、早期(5年ないし6年)に更改されているのが現状である。このため、事業者に過度な負担を負わせることのないよう、法定耐用年数を実態にあわせる必要がある。</p> <p>(2)クラウドコンピューティングサービスの競争力確保等に不可欠 政府は、「新成長戦略」、「新たな情報通信技術戦略」、「原口ビジョンⅡ」等において、クラウドコンピューティングの促進、同サービスの競争力確保等をうたっている。ルーター及びスイッチは、クラウドコンピューティングの基盤を構成するものであり、これら機器・設備に対して、実態と大きく乖離した法定耐用年数が適用されることは、事業者による投資を躊躇させることになり、クラウドサービスの競争力を低下させることになる。このため、ルーター及びスイッチへの投資が促進されるよう、法定耐用年数の適正化が不可欠である。</p> <p>(3)環境負荷軽減に貢献 ルーター及びスイッチは毎年数百万台出荷される等使用台数が非常に多く、その総消費電力も膨大。一方、技術革新も激しく、3年で約30%の省電力化が実現することもあり、性能向上も著しい。このため、法定耐用年数を短縮し早期の更改を促進することで、環境負荷軽減にも大きく貢献できる。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)(抄) 第1章 新成長戦略—「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」の実現 (「強い経済」の実現) (前略) 需要を創造するための鍵が、「課題解決型」の国家戦略である。現在の経済社会に山積する新たな課題に正面から向き合い、その処方等を提示することにより、新たな需要と雇用の創造を目指す。この考え方に立ち「新成長</p>

戦略」では、「グリーン・イノベーション」、「ライフ・イノベーション」、「アジア経済」、「観光・地域」を成長分野に掲げ、これらを支える基盤として「科学・技術・情報通信」、「雇用・人材」、「金融」に関する戦略を実施する。

(中略)

これらの成長分野を支えるため、第五の「科学・技術・情報通信立国戦略」の下で、我が国が培ってきた科学・技術力を増強する。効果的・効率的な技術開発を促進するための規制改革や支援体制の見直しを進め、我が国の未来を担う若者が夢を抱いて科学の道を選べるような教育環境を整備するとともに、世界中から優れた研究者を惹きつける研究環境の整備を進める。イノベーション促進の基盤となるデジタルコンテンツ等の知的財産や産業の競争力を高めるクラウドコンピューティング等の情報通信技術の利活用も促進する。

(後略)

○「新たな情報通信技術戦略」(平成22年5月11日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)(抄)

Ⅲ. 分野別戦略

3. 新市場の創出と国際展開

(4) クラウドコンピューティングサービスの競争力確保等

【重点施策】

国民利便性向上及びユーザー産業の高次化に資するクラウドコンピューティングサービスの競争力確保のため、データ利活用による新産業創出、データセンターの国内立地の推進、関連技術の標準化等の環境整備を集中的に実施する。

【具体的取組】

次世代クラウドコンピューティング技術の開発、複数のクラウドコンピューティングサービス間における相互接続・運用性の確保、クラウド利用のためのガイドライン等の利用環境の整備、データセンターの立地環境整備等について、関係府省が連携して推進する。特に、高効率なデータセンターの国内立地促進のため、特区制度の創設も視野にコンテナ型データセンターの設置に係る規制の緩和などを2010年度中に検討する。【総務省、経済産業省】

○新たな成長戦略ビジョンー原口ビジョンⅡー(平成22年4月27日総務省発表)(抄)

ICT維新ビジョン 2.0 ～ヒューマン・バリューへの投資～

日本の総合力の発揮

「日本×ICT」戦略による3%成長の実現

■「スマートクラウド戦略」の推進による新サービスの創出

●2015年時点で新たに約2兆円のクラウドサービス市場を創出

- ◇クラウド内に蓄積された知識・情報を連携させる「スマート・クラウド基盤」の標準仕様化及びその活用により、スマートグリッド、ITS、橋梁・トンネル等の施設管理等の社会インフラの高度化を実現する新規サービスを創出
- ◇医療クラウド、教育クラウド等に利用可能な、膨大なストリーミングデータを高速処理する技術、クラウドの安全・信頼性向上のための技術開発等を加速化し、2013年以降ネットワークサービスとして展開
- ◇農業クラウドやNPOクラウドの構築支援等、地域におけるクラウドサービスの活用を促進
- ◇2011年度から、企業等のクラウドサービス導入支援を推進するとともに

		<p>に、中小企業・ベンチャー企業等によるクラウドサービス開発支援や、「クラウド特区（仮称）」の展開を含むデータセンターの国内立地を促進する環境整備により、クラウドサービスの開発・普及を推進</p> <p>◇2010年度中を目途に「クラウドサービスに関するモデル契約約款」や「消費者向けクラウドサービス利用ガイドライン」の策定を推進するなど、クラウドサービスに関する消費者（利用者）権利の保障を推進</p> <p>◇2010年度以降、クラウドサービスに関する標準化や個人情報保護等に関する国際的コンセンサスを醸成する観点から、APE、OECD、ITU等のマルチの場における政策対話やアジア・太平洋諸国をはじめとするバイの政策対話を推進</p> <p>○「クラウドコンピューティング時代の データセンター活性化策に関する検討会報告書（平成22年5月）」（抄）</p> <p>4. 今後の施策展開の在り方</p> <p>（1）国際競争上の事業環境の差への対応 （中略）</p> <p>国際競争力を向上させ、国内データセンターを活性化させるため、相対的に高い国内データセンターを構築し、当該データセンターを用いて役務提供を行うコスト等をかんがみると、耐用年数の短縮を始めとする税制支援の検討が必要である。データセンターで利用する機器類について新しい高性能低消費電力のより少数の機器への更改を促進することは、データセンター事業の効率化、低コスト化に繋がるとともに、省電力化など、エネルギー効率の向上にも貢献するものである。このため、データセンターで利用する機器の更改が容易となるよう、当該機器に係る耐用年数の見直しなどの税制支援策について、平成23年度の税制改正を目指し、行政当局において検討を行うことが適当である。</p>	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	ユビキタスネットワークの整備	
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>通信業務用設備等が現行の法定耐用年数より短い期間で使用を終えている実態を踏まえ、償却資産の費用負担を適正に配分する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の改正により、実態に即した耐用年数が設定されたか。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置により、通信業務用設備等の使用実態に即した償却資産の費用負担が適正化される。</p>	
8	有効性等	① 適用数等	約15,000者
		② 減収額	0

		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年以降) 法定耐用年数により短い期間で使用を終えている通信用設備等について、新たな設備の設備への買換えを阻害するおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇~〇〇)</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>法定耐用年数を実態に即した年限に短縮することにより、減税によることなく、ルーター及びスイッチへの投資が促進され、クラウドコンピューティングの促進、同サービスの競争力確保等という政府方針の実現に資する。このことは、我が国の情報通信産業の国際競争力の強化に資することに加え、新たな高性能・低消費電力の通信機器・設備への早期更改による環境負荷軽減に大きく貢献することとなる。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③: 地方公共団体が協力する相当性	なし
10	有識者の見解		<p>総務省が開催した「クラウドコンピューティング時代の データセンター活性化策に関する検討会」の報告書(平成22年5月)において、「当該機器に係る耐用年数の見直しなどの税制支援策について、平成23年度の税制改正を目指し、行政当局において検討を行うことが適当」とされている。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		なし